

●畜産農家のみなさん、指示書内容の遵守を！

動物用医薬品の中で副作用の強いもの、または病原菌が耐性を獲得しやすいもので、使用にあたって獣医師の専門的な知識と技術等が必要な医薬品が要指示医薬品と指定されています。畜産農家さんは獣医師から診察に基づいた指示書の交付を受けて販売業者から購入し、指示書の内容に従い投与されていることと思います。

使い慣れた医薬品では、指示書の内容を十分に確認することなく、漫然と使用していないでしょうか？ 自分の思い込みでいつの間にか指示書の内容と異なる用法・用量で投与していた、ということになったら問題です。また、自分で購入した薬だと言って、自分の判断で指示書の内容と異なる使い方をすることは薬事法に違反する行為です。

食の安心・安全は消費者の強い関心事であり、生産地や生産者の顔が見える国内産の畜産物によせる信頼は大きく、全国の消費者から求められるものとなっています。

それら大きな信頼・期待に応えるためにも、医薬品の使用について、獣医師の指示内容に従ったものであることの確認をお願いします。交付された指示書は必ずその都度内容を確認し、必要なら獣医師に説明を求めてください。地域の畜産物、地域の畜産農家への信頼を損なわないために、一人ひとりの畜産農家さんが適正に医薬品を使用されるようにお願いします。